



## 保険証が変わったときは届出を

新しい健康保険に加入した日または、うきは市から転出したときからうきは市の国民健康保険証は使用できません。



### ① 市役所に届け出をしてください。

国民健康保険は、新しい保険に加入されても自動的に脱退することはありません。必ず、市役所の窓口に変更（社会保険等加入）の届けを出してください。

※国民健康保険証は市役所へご返却ください。

※社会保険等加入届出には、家族の中で加入された方全員分の「新しい保険証」が必要です。（社会保険証等）

### ② 新しい保険証ができるまでの期間に、国民健康保険証は使えません。

新しい保険証（社会保険証等）が手元に届くまでの期間に、医療機関を受診する場合、国民健康保険証が使用できるのは、「新しい保険証が手元に届いた日」ではなく、「資格取得日の前日まで」です。

※正式な保険証ができるまでの間「資格証明書」を発行する健康保険もあります。職場でそのことをご確認ください。

### ③ 月の途中で保険証が変わったときは、医療機関に提示してください。

医療機関（病院等）は、通常月に一度しか保険証の提示を求めません。新しい保険証ができた場合は、必ず医療機関へ新しい保険証を提示してください。

### ④ 間違って国民健康保険証を使用した場合

新しい健康保険に加入または、うきは市から転出し、誤って国民健康保険証を使用した場合は、まず受診した医療機関に新しい保険証を提示するか、新しい保険に加入したことを説明して下さい。医療機関の了承がもらえれば、新しい保険の方へ、正しく請求が行われます。ただし、場合によっては請求先の変更ができないことがあります。

その場合、国民健康保険が支払った医療費を返還いただきます。返還いただいた医療費は、受診から2年以内であれば新しく加入した保険に請求できます。

● 問合せ 市民生活課国保・年金係 ☎75-4973



## うきは市子どもの読書活動推進協議会委員公募

うきは市教育委員会では、第3次うきは市子どもの読書活動推進計画の策定にあたり、うきは市子どもの読書活動推進協議会を設置します。広く市民の意見を反映させるため、下記のとおり協議会の委員を公募します。

■ 募集協議会名 うきは市子どもの読書活動推進協議会 ■ 募集人員 2名

### ■ 任期及び会議の開催予定

任期は推進計画の策定が完了する日まで。（令和4年4月1日～令和5年3月31日）協議会は年5回程度、平日昼間に開催予定です。

### ■ 応募資格 応募資格は次のすべての条件を満たす方とします。

（1）満20歳以上の方（2）市内に在住、在勤、在学の方（3）読書活動について関心を持つ方

### ■ 応募方法及び募集期間

市立図書館または市ホームページの応募用紙に必要事項をご記入の上、**3月23日（水）**までに、下記の間合せ先まで持参又は郵送してください。

※応募書類等はお返しできませんので、予めご了承ください。

### ■ 選考方法

幅広くご意見がいただけるよう、協議会全体の性別・年齢構成等にも配慮して教育委員会で選考を行い、結果は応募者に通知します。

### ■ 費用弁償等 市の規定による旅費等の費用弁償となります。

● 問合せ 〒839-1497 うきは市浮羽町朝田582-1 うきは市立図書館  
☎77-3050・FAX 77-3220

